

海洋ワーキンググループの開催について

〔令和8年1月16日
内閣府特命担当大臣決定〕

1. 日本成長戦略会議における海洋分野の検討を進めるため、海洋ワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。
2. WGの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができるものとする。

座長 内閣府特命担当大臣（海洋政策）

構成員 江夏 あかね 株式会社野村資本市場研究所

野村サステナビリティ研究センター長

片桐 紀子 PwC コンサルティング合同会社ディレクター

片田江 舞子 Red Capital 株式会社代表取締役マネージングパートナー

白坂 成功 慶應義塾大学大学院教授

鈴木 純 帝人株式会社シニア・アドバイザー

角南 篤 公益財団法人笹川平和財団理事長

満岡 次郎 一般社団法人日本経済団体連合会海洋開発推進委員会委員長
(株式会社 IHI 取締役会長)

村川 豊 株式会社 NTT データ特別参与

野城 菜帆 株式会社 MizLinx 代表取締役

大和 裕幸 国立研究開発法人海洋研究開発機構理事長

3. WGの庶務は、内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府総合海洋政策推進事務局において処理する。

4. 前三項に定めるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

海洋ワーキンググループの運営要領について

海洋ワーキンググループの設置について（令和8年1月16日内閣府特命担当大臣決定）に基づき、海洋ワーキンググループの運営に関しては、以下のとおりとする。

（会議の公開）

第1条 海洋ワーキンググループは原則として非公開とする。

（議事録の公開）

第2条 海洋ワーキンググループの開催後、速やかに議事録を作成し、当日使用された資料とともにこれを公開するものとする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれ、関係者に不利益が与えられるおそれその他正当な理由があると座長が認めるときは、議事録及び使用された資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。